

令和6年松前町告示第99号

松前町認可外保育施設保育料補助金交付要綱を次のように公表する。

令和6年11月8日

松前町長 田中浩介

松前町認可外保育施設保育料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、第2子以降の児童が認可外保育施設を利用した際の保育料について、町が予算の範囲内において松前町認可外保育施設保育料補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、保護者の経済的負担を軽減し、もって認可外保育施設と認可保育施設の利用に係る負担の公平を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 第2子以降の児童 同一の保護者に監護される児童であつて、当該保護者と生計を一にするものが2人以上いる場合の当該児童のうち、最年長者以外の児童をいう。
- (2) 認可外保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の規定による届出をしている施設をいう。
- (3) 対象児童 認可外保育施設を利用する第2子以降の児童のうち、次に掲げる要件の全てを満たす者をいう。
 - ア 認可外保育施設を利用した月の初日において町内に住所を有していること。
 - イ 保護者が別表第1に掲げる保育が必要な事由のいずれかに該当していること。
 - ウ 子ども・子育て支援法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもでないこと。
 - エ 市町村民税課税世帯に属していること。
 - オ 認可外保育施設の利用と同時に認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業又は私立幼稚園（預かり保育を行っていない施設を除く。）を利用していないこと。
- (4) 保育料 認可外保育施設の長が定める当該認可外保育施設の利用に係る費用をいう。ただし、次に掲げる費用を除く。
 - ア 認可外保育施設の入園又は入所に係る費用
 - イ 認可外保育施設が提供する食事に係る費用（副食費を含む。）
 - ウ 認可外保育施設が提供する教育・保育に必要となる教材に係る費用
 - エ 認可外保育施設における一時預かり保育に係る費用

オ 被服代、文房具代、送迎バス代その他の費用

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、認可外保育施設に対象児童の保育料を支払った保護者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、保護者が認可外保育施設に支払った対象児童の保育料の額（認可外保育施設の利用に対する補助を受けた額を除く。）とする。

2 補助金の額は、対象児童1人につき1月当たり42,000円を上限とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、松前町認可外保育施設保育料助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、別表第2の左欄に掲げる対象期間に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる支払月の前月の末日までに町長に提出しなければならない。ただし、令和6年4月から令和6年9月までの認可外保育施設の利用に係る申請については、この限りでない。

(1) 第2条(3)イに規定する保育が必要な事由を証する書類

(2) 認可外保育施設に支払った保育料が分かる書類

(3) この要綱の補助金以外に認可外保育施設の利用に対する補助金等の交付を受けている場合にあっては、その額が分かる書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定により交付申請書兼請求書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは補助金の交付を決定し松前町認可外保育施設保育料補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不適当と認めるときはその旨を書面により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付は、別表第2の左欄に掲げる対象期間に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる支払月に行うものとする。ただし、令和6年4月から令和6年9月までの認可外保育施設の利用に係る補助金の交付については、この限りでない。

2 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対し、決定後速やかに補助金を交付するものとする。

3 補助金の交付は、補助事業者が指定する金融機関等の口座に振り込むことにより行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合において、既に補助金を交付しているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。

(3) その他町長が補助金の交付決定の取消しの必要を認めたとき。

(指導監督)

第9条 町長は、補助金の交付に関して必要に応じ、補助事業者に対し、検査し、指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることがある。

(書類の整理保管)

第10条 補助事業者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年11月8日から施行する。

2 この要綱は、令和6年4月以後の月分の保育料について適用する。

別表第1（第2条関係）

保育が必要な事由	保護者の状況
1 就労	1月において、64時間以上労働することを常態とする。
2 妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間がない。 出産予定日から8週前の日の属する月初めから出産日から8週を経過する日の翌日の属する月末まで
3 保護者の疾病・傷害	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを持っている。
4 親族の介護・看護	同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護している。
5 災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。
6 求職活動	求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている。
7 就学	学校、専修学校、各種学校等に就学。 公共職業能力開発施設の職業訓練、職業能力開発総合大学の指導員訓練・認定職業訓練等を受けている。
8 虐待、DV	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる。 配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められる。
9 育児休業	育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが当該認可外保育施設を利用しており、当該育児休業の間に当該認可外保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められる。
10 その他町長が認める場合	前各項に掲げるもののほか、前各項に類するものとして町長が認める事由に該当する。

別表第2（第5条、第7条関係）

対象期間	支払月
4月から6月まで	当該年度の8月
7月から9月まで	当該年度の11月
10月から12月まで	当該年度の2月
翌年1月から3月まで	翌年度の5月